

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課)
(同)

一
二

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

平成十四年三月二十九日

告 示

号外 (七) 平成十四年 三月二十九日

岐阜県告示第九十五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

岐阜県知事 梶 原 拓

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	南岐濃阜線	羽島市舟橋町字宮北六三六番一三地先から 同 市同 町同 五六 四番地先まで 羽島市舟橋町字江北西二九一番一地先から 同 市同 町本町五丁目一番地先まで 羽島市舟橋町字江北西二九一番一地先から 同 市同 町本町四丁目四番一地先まで	前 A 後 C	五〇 五〇 四・五 二〇〇 一六〇 一三六・三	九三・〇 一三三〇・〇 一、三三六・〇	A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、BB、CC、DD、EE、FF、GG、HH、II、JJ、KK、LL、MM、NN、OO、PP、QQ、RR、SS、TT、UU、VV、WW、XX、YY、ZZ、AAA、BBB、CCC、DDD、EEE、FFF、GGG、HHH、III、JJJ、KKK、LLL、MMM、NNN、OOO、PPP、QQQ、RRR、SSS、TTT、UUU、VVV、WWW、XXX、YYY、ZZZ、AAAA、BBBB、CCCC、DDDD、EEEE、FFFF、GGGG、HHHH、IIII、JJJJ、KKKK、LLLL、MMMM、NNNN、OOOO、PPPP、QQQQ、RRRR、SSSS、TTTT、UUUU、VVVV、WWWW、XXXX、YYYY、ZZZZ、AAAAA、BBBBB、CCCCC、DDDDD、EEEEE、FFFFFF、GGGGG、HHHHH、IIIII、JJJJJ、KKKKK、LLLLL、MMMMM、NNNNN、OOOOO、PPPPP、QQQQQ、RRRRR、SSSSS、TTTTT、UUUUU、VVVVV、WWWWW、XXXXX、YYYYY、ZZZZZ、AAAAA、BBBBB、CCCCC、DDDDD、EEEEE、FFFFFF、GGGGG、HHHHH、IIIII、JJJJJ、KKKKK、LLLLL、MMMMM、NNNNN、OOOOO、PPPPP、QQQQQ、RRRRR、SSSSS、TTTTT、UUUUU、VVVVV、WWWWW、XXXXX、YYYYY、ZZZZZ

岐阜県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

岐阜県知事 梶 原 拓

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	南岐濃阜線	羽島市舟橋町字江北西二九一番一地从先から	同市同町本町四丁目四番一地从先まで	一、三六〇	平成十四年三月二十九日	平成十四年三月二十九日

岐阜県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

岐阜県知事 梶 原 拓

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	南岐濃阜線	羽島市舟橋町字江北西二九一番一地从先から	同市同町本町四丁目四番一地从先まで	一、三六〇	平成十四年三月二十九日	平成十四年三月二十九日

県道	粟安野食線	岐阜市粟野東二丁目八九番二地先から	同市同町一丁目七八番一地从先まで	一九五〇	平成十四年三月二十九日	平成十四年三月二十九日
----	-------	-------------------	------------------	------	-------------	-------------

岐阜県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

岐阜県知事 梶 原 拓

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	黒屋野井線	岐阜市下西郷三丁目一六九番一地从先から	同市同町三丁目一六七番一地从先まで	七六八	平成十四年三月二十九日	平成十四年三月二十九日

岐阜県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県大垣建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

岐阜県知事 梶 原 拓

県道	道の種類	路線名	区	間	延 ル メ ー ト 長	供用開始 の 期 日	備 区 域 又 は 考 察 の 要 否 の 示 定 日 月 年 の ほ か)
大垣線 養老公園線							
		養老郡養老町大字高田字初花 二一九三番の二地先から 同 郡同 町大字飯ノ木字休 息所八五七番の二地先まで			一、三、五〇	平成 一四・三・三〇	平成 二・二・一五

岐阜県告示第九十九号の二

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県恵那建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

岐阜県知事 梶 原 拓

県道	道の種類	路線名	区	間	延 ル メ ー ト 長	供用開始 の 期 日	備 区 域 又 は 考 察 の 要 否 の 示 定 日 月 年 の ほ か)
中津川線 山口線							
		中津川市大字中津川字地藏堂 九一九番の二地先から 同 市大字同 字大明神 五七三番の二地先まで			九七〇	平成 一四・三・二九	平成 二・二・三

平成十四年三月二十九日印刷
平成十四年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む。）

岐阜市三輪ふりとびあ十三番地
岐阜市三輪ふりとびあ十三番地
四八、〇〇〇円
岐阜尾文芸社